○中部地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高山市一之宮町字薄越七七九七番一から同市一之宮町字薄越七七九八番八まで	前	一八・八〇～二三・八〇メートル　〇・〇三七キロメートル
	後	一八・八〇～五六・八五メートル　〇・〇三七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
豊橋市神野新田町字沖ノ島一三五番一から同市神野新田町字沖ノ島一一二番一まで	前	五七・八二～五九・一四メートル　〇・〇一六キロメートル
	後	五九・三〇～六〇・八八メートル　〇・〇一六キロメートル
豊橋市前芝町字浜新田四一番二から同市前芝町字西青一五四番一まで	前	三二・〇二～五〇・一八メートル　〇・〇一一キロメートル
	後	三二・〇二～五〇・一八メートル　〇・〇一一キロメートル
安城市和泉町南梶二八番五から同市和泉町南梶二八番一まで	前	四〇・四七～四六・六二メートル　〇・〇一一七キロメートル
	後	四〇・四七～四七・一五メートル　〇・〇一一七キロメートル
安城市和泉町七ツ田四二番地内	前	二六・三八～三四・一八メートル　〇・〇〇七キロメートル
	後	二六・五九～三四・一八メートル　〇・〇〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	安城市和泉町南梶二八番五から同市和泉町南梶二八番一まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所
〃	安城市和泉町七ツ田四二番地内	〃

供用開始の期日　令和七年十月二日

○岐阜県公安委員会告示第十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年一月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年一月六日まで

○愛知県公安委員会告示第二十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年一月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年一月六日まで

○三重県公安委員会告示第三十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年一月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年一月六日まで

○京都府公安委員会告示第百四十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年一月六日まで